

耐震診断で地震に備えを

木造住宅へのさまざまな耐震化支援

地震に備え、耐震改修工事をするためには、今住んでいる住宅が、どれだけの耐震性があるかを知る必要があります。市では、木造住宅の『無料耐震リフォーム相談会』や『耐震診断』などを行っています。ぜひ、活用してください。

住まいの安全性を知る

一般的に、昭和56年以前に建てられた住宅は地震に弱いといわれていますが、それ以降に建てられた住宅でも、窓が多かったり、開口部が片方に多く、壁の配置バランスが悪かったりすると、耐震性が十分でない可能性があります。また基



図面を基に診断を行う『木造住宅無料耐震リフォーム相談会』

木造住宅無料耐震リフォーム相談会

市役所 9:00 ~ 16:00

月	日	月	日
5	10(木)	11	9(金)
6	8(金)、25(月)	12	10(月)、18(火)
7	10(火)	1	10(木)
8	10(金)、24(金)	2	8(金)、25(月)
9	25(火)	3	11(月)
10	10(水)、25(木)		

公民館他 9:30 ~ 16:30

日にち	会場
5/27(日)	国分寺公民館
7/1(日)	市津公民館
9/9(日)	八幡公民館
11/25(日)	姉崎公民館
1/20(日)	千種コミュニティセンター
3/3(日)	加茂公民館

木造住宅耐震診断の流れ

木造住宅無料耐震リフォーム相談会などで詳しい調査が必要と認められたとき



木造住宅耐震診断

①現地調査

耐震診断士が2人、現地を調査

【敷地周辺状況の調査】

擁壁や周辺状況の調査

【外部の調査】

地盤の簡易調査と基礎や屋根、外壁などのひび割れやずれなどの劣化調査

【内部の調査】

筋交いの有無の確認や小屋裏や床下などのシロアリや腐食などによる部材劣化の調査、建物の傾斜測定など



②結果報告

調査結果に基づき、現状の耐震性と補強方針をアドバイス

礎や外壁のひび割れ、シロアリや木材の腐食などの劣化により、建物を十分に支えられずに大きな被害につながる可能性があります。市では、次のとおり、相談会や耐震診断などを行っています。
木造住宅無料耐震リフォーム相談会
市認定の耐震相談員が、

図面を基に住まいの耐震診断を行います。(1)日時・会場(左表のとおり)(2)対象(自己の所有で2階建て以下の一戸建て木造住宅(在来工法に限る))(3)件数(各回先着28件)(4)申込方法(電話で予約する)(5)その他(建築確認通知書か建物の間取りが分かる図面を持参する(手書き可))。
木造住宅耐震診断
市認定の耐震診断士が、現地調査による耐震診断と改修のアドバイスを行います。(1)対象(前述の相談会などで詳しい調査が必要と認められた、所有者自らが住む木造住宅(在来工法に限る))(2)内容(左記(木造住宅耐震診断の流れ)の

とおり)(3)費用(5千円(診断料5万円のうち、市が4万5千円を補助))(4)申込方法(建築指導課にある申込書(市ウェブサイトからダウンロード可)と建築確認通知書か建物の間取りが分かる図面を持参する(手書き可))。
木造住宅耐震改修補助
前述の耐震診断で倒壊の危険性が認められた木造住宅で適切な耐震設計や耐震工事が行われたものについて、市が補助金を交付します。(1)対象(所有者自らが住む木造住宅)(2)補助額(設計・工事監理費用の2分の1(10万円を限度)、工事費用の3分の1(30万円から70万円まで)。詳しくは問い合わせください。

「耐震改修工事を行いたいが、依頼先が分からない」など、耐震改修について困ったときは、市と協力して住宅の耐震化に取り組んでいる非営利団体の市原市耐震改修促進協議会(☎21211)に相談してください。市内の建築士などで構成され、耐震設計や耐震改修工事について、適切なアドバイスをしています。

不審な勧誘に注意を

「市から依頼された」など、市の事業を装い、耐震

診断や改修工事のセールスを行う業者が見受けられます。市では電話や訪問などによる戸別の勧誘は行っていません。市をかたる不審な電話がかかってきたり、訪問などがあつたりしたときは、安易に返答せず、市に連絡してください。

その他の相談先

「耐震改修工事を行いたいが、依頼先が分からない」など、耐震改修について困ったときは、市と協力して住宅の耐震化に取り組んでいる非営利団体の市原市耐震改修促進協議会(☎21211)に相談してください。市内の建築士などで構成され、耐震設計や耐震改修工事について、適切なアドバイスをしています。

先・建築指導課
☎2390991

耐震改修に係る所得税額の特別控除

昭和56年5月31日以前に建てられ、現行の耐震基準に適合していない住宅の居住者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までにその住宅の耐震改修を完了したときは、実際の改修費用が改修に要する標準的な工事費用相当額のうち、いずれか少ない金額の10%相当額(20万円を限度)を居住者の改修した年の所得税額から控除することができます。詳しくは問い合わせください。
問合せ先 手続き=千葉南税務署☎043(261)5571、証明書=建築指導課☎239091

耐震改修に係る固定資産税額の減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅の耐震改修を行ったときは、その住宅に係る固定資産税額(一戸120㎡分を限度)を2分の1に減額します。改修完了時期により減額期間が異なります。
問合せ先 固定資産税課☎239812、建築指導課☎239091

木造住宅耐震・優良化リフォーム技術講習会(事業者向け)

市では、適切な診断と工法に基づく耐震改修促進を図るため、市内の建築士と建築技術者を対象に、技術講習会を開催します。本講習の修了は『市木造住宅耐震改修事業補助金交付制度』における設計・施工業者登録に必要な要件となります。

日時・場所 5月22日(火)午前9時~午後4時・市民会館

人数 先着80人

費用 無料(テキスト代別)

申込方法 建築指導課にある受講申込書(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要事項を書き、5月18日(金)までに持参する。

申込・問合せ先 同課☎239091